

(様式 2)

「桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の骨子」
に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 平成 26 年 6 月 23 日（月）～7 月 22 日（火）
 2 意見の提出者数 1 人（直接 人、ファクシミリ 1 人）
 3 意見の件数 1 件（その他で 1 件）
 4 担当部課 教育部学校教育課
 電話 (0277) 46—1111（内線 688）
 ファクシミリ (0277) 46—1109
 電子メール gakko@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

- 1 条例に関する意見 なし
 2 その他（利用者負担金）に関する意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
	<p>一番気がかりなのは費用負担がどうなるのかということである。</p> <p>今通園している園では、2号認定を受けた場合、かなりの負担増になると聞いた。また預かり保育を利用する場合についても同様と聞いている。</p> <p>また今回の制度改正は現認定子ども園にとって費用面でかなり不公平であるように思う。近隣の私立幼稚園と比較して、費用面で大きな差が出ないように調整をしてほしい。</p>	<p>利用者負担額については、現行制度の負担額の水準と、国の示す基準額をもとに、只今市で検討を進めているところです。</p> <p>本意見を貴重なご意見として受け止め、利用者のためになる事業運営に努めて参ります。</p>